

指定短期入所生活介護（ショートステイ） 「特別養護老人ホーム蘇望苑」利用契約書

◆◆目次◆◆

第一章 総則

- 第1条（契約の目的）
- 第2条（契約期間）
- 第3条（短期入所生活介護計画の決定・変更）
- 第4条（介護保険給付対象サービス）
- 第5条（介護保険給付対象外のサービス）
- 第6条（契約期間と利用期間）
- 第7条（運営規定の遵守）

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第8条（サービス利用料金の支払い）
- 第9条（利用の中止、変更、追加）
- 第10条（利用料金の変更）

第三章 事業者の義務

- 第11条（事業者及びサービス従事者の義務）
- 第12条（守秘義務等）

第四章 契約者の義務

- 第13条（契約者の施設利用上の注意義務等）
- 第14条（契約者の禁止行為）

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

- 第15条（損害賠償責任）
- 第16条（損害賠償がなされない場合）
- 第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第六章 契約の終了

- 第18条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
- 第19条（契約者からの中途解約）
- 第20条（契約者からの契約解除）
- 第21条（事業者からの契約解除）
- 第22条（精算）

第七章 その他

- 第23条（苦情処理）
- 第24条（協議事項）

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人蘇清会（以下「事業者」という。）は、契約者が特別養護老人ホーム蘇望苑（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「短期入所生活介護計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、（食事提供費、理美容サービス、地域外における通院や入院送迎に要する費用）のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。＊地域（山都町・五ヶ瀬町）内については、原則として無料
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第7条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行うものとする。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して行うものとする。
- 3 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解除することができる。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額）を事業者を支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)

- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は利用期間中の食費と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者を支払うものとします。
- 4 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします。

第9条 (利用の中止・変更・追加)

- 1 契約者は、第6条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第10条 (利用料金の変更)

- 1 第8条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第8条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第 11 条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第 12 条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第 13 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとしま

- す。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
 - 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
 - 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第 14 条（禁止行為）

契約者は、事業者内で次の各号に該当する行為をすることはできない。

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- (3) その他決められた以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 15 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 12 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 16 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生

した場合

- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第18条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第19条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第7条第3項（運営規程の遵守）、第10条第3項（利用料金の変更）より本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 20 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 21 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 8 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 22 条（精算）

第 18 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 13 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 23 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 24 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

_____年 月 日

事業者 住所 熊本県上益城郡山都町滝上 2 2 3 - 1
事業者名 社会福祉法人 蘇清会
代表者名 理事長 橋野 和 仁 ⑩

契約者 住所
氏名 ⑩

代理人 住所
氏名 ⑩

ご家族 住所
氏名 ⑩



特別養護老人ホーム 蘇望苑 指定短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人蘇清会が開設する特別養護老人ホーム 蘇望苑（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 職員は、虐待防止及び身体拘束廃止に努め、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療サービス又は福祉サービス（以下「保健医療サービス等」という。）との密接な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。
- 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に挙げる措置を講じるものとする。
- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適正に実施するための担当者を置くこと。

(事業所の名称等)

- 第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 蘇望苑
 - (2) 所在地 熊本県上益城郡山都町滝上 2 2 3 番地の 1

(職員の種類、員数及び職務内容)

- 第 4 条 施設に次の職員を置く。
- | | |
|----------------|--------|
| (1) 施設長（管理者） | 1 名 |
| (2) 事務長 | 1 名 |
| (3) 事務員 | 1 名以上 |
| (4) 生活相談員 | 1 名以上 |
| (5) 介護職員（特養兼務） | 10 名以上 |
| (6) 看護職員 | 1 名以上 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1 名以上 |
| (8) 介護支援専門員 | 1 名以上 |
| (9) 医師（非常勤医師） | 1 名 |
| (10) 管理栄養士・栄養士 | 1 名以上 |

- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合は、員数を超え又はその他の職員を置くことができる。
- 3 職員の職務分掌は次のとおりとする。
 - (1) 施設長（管理者）
常勤にて、専ら施設の職務に従事し、職務の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、事務所の統括及び職員に必要な指揮命令を行う。
 - (2) 事務長
常勤にて、管理者を補佐し、職務の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、事務所の統括及び職員に必要な指揮命令を行う。
 - (3) 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
 - (4) 生活相談員
利用者の入退所、生活相談及び援助の業務に従事する。
 - (5) 介護職員
利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
 - (6) 看護職員
利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。
 - (7) 機能訓練指導員
利用者が、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
 - (8) 介護支援専門員
利用者の介護支援に関する業務（施設サービス計画作成等）に従事する。
 - (9) 医師（非常勤医師）
利用者に対する健康管理及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
 - (10) 管理栄養士・栄養士
給食管理、利用者の栄養指導等を行う。

（利用定員）

第 5 条 事業所の利用定員は、16名とする。

（サービス内容及び利用料その他の費用の額）

第 6 条 介護サービスに要する費用（介護報酬）の額は、介護給付費単位数表に定める単位数に単価を乗じて算出する。短期入所生活介護サービスに要する費用に関する単位数については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）に定められており、また、その算定に伴う留意事項については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年老企第 40 号）が通知されている。サービスの内容は、次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
- (2) その他の日常生活上の世話
- (3) 相談・援助等の生活指導
- (4) 機能訓練
- (5) 送迎

(6) その他、厚生労働大臣が定めた基準

2 事務所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 食費、居住費について、介護保険報酬の告示上の額とする。

ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。(食費、居住費ともに日割計算として取扱います。)

3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 7 条 通常の送迎の実施地域は、山都町、五ヶ瀬町とする。

(留意事項)

第 8 条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

(1) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。

(2) 指定された場合以外で火気を用いてはならない。

(3) その他管理者が定めたこと。

(緊急時における対応方法)

第 9 条 職員は、サービスの実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 10 条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等について責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回(うち1回は夜間訓練又は夜間想定訓練)、定期的に避難訓練、救出訓練を行う。また、災害発生時には山都町との間で結んでいる『災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定』に基づき対応する。

(職員研修)

第 11 条 事業者は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設ける。また、採用時の研修については、採用後3ヵ月以内に行うものとする。

(秘密保持等)

第 12 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 3 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情解決)

- 第13条 施設が提供する福祉サービスに係る利用者からの苦情を解決するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者の満足度の向上を図り、当該サービスを適切に利用できるよう支援する。また、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進、当該事業への信頼性の確保並びに事業の適正化を図る。
- 2 提供するサービスに関して、保険者からの文書の提出・掲示の求め、又は保険者からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。保険者から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、これに従い、必要な改善を行う。

(説明と同意)

- 第14条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し運営規定の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

- 第15条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。また、提供を拒むことができる正当な理由がある場合として以下の場合がある。
 - 1 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
 - 2 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
 - 3 その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

- 第16条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
 - 2 指定短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当っては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - 3 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）をおこなってはならない。
 - 4 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - 5 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(記録の整備)

第17条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 この事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人蘇清会と事業所の管理者が協議して定める。

附則 1. この規程は平成12年4月1日から実施する。

2. 平成12年 9月改正

3. 平成14年11月改正

4. 平成15年 1月改正

5. 平成17年10月改正

6. 平成24年 4月改正

7. 平成25年10月改正

8・平成27年 8月改定

9. 平成29年11月改定

10・令和元年10月改定

この規程は、令和2年 10月 1日から改正施行する。(食費 居室)

この規程は、令和5年 4月 1日から改正施行する。(副施設長から事務長)

この規程は、令和5年 7月 1日から改正施行する。(虐待防止、身体拘束廃止)

この規定は、令和6年 4月 1日から改正施行する。(虐待防止条項)

短期入所とは？

ご自宅で過ごされてる皆様へ
ご家族の用事やお出掛けなどの際、お
困り事はありませんか？。ご家族が留守
の際、施設にお泊まりしてみませんか？。
ご家族の皆様は、日頃の介護のご負担を
軽減してリフレッシュしてみませんか？。
いざという時の施設が決まると、
介護される方も負担が少なくて済みます。
お困りな点がございましたら、まずは
蘇望苑にご相談下さいませ。



ご利用の際は、
お迎えは 時に伺います。
お送りは 時にお送りします。

ご家族の皆様へ

緊急連絡欄には常に連絡が
付き易いよう、携帯電話等の
御協力をお願い致します。

蘇望苑では

ご利用について以下のことを、
お願い致します。

1. 利用開始年月日は契約に沿って
開始します。あなたのご利用は
【 月 日】からです。
2. 料金は宿泊日数や食事等にて
変わります。
3. 申し込み先

特別養護老人ホーム 蘇望苑

電話：83-0870

お待ち
しています



御本人様、御家族の皆様で
わからないことがございましたら、
ご遠慮なくご質問くださいませ。

蘇望苑

特別養護老人ホーム

短期入所の
ご利用案内



送迎車はご利用者様の状態や、
ご自宅の環境に合わせて、
車椅子で昇降できる
軽自動車からリフト車まで
ご用意しております。

ベッドまわりにプライバシーの保護の為、カーテンを設置してあります。



2人部屋



居室内に洗面所とトイレがあります



計16床

2人部屋	2室
4人部屋	3室

4人部屋



居室内に洗面所があります。トイレは別にありますのでそちらをご利用ください。



居室内の洗面台です。毎朝の洗面や手洗い、うがい、歯磨き等を行っていただきます。

<年間行事予定(一例)>

1月	どんどや	7月	スイカ割り
2月	節分	8月	花火大会
3月	雛祭り	9月	敬老会
4月	花見	10月	運動会
5月	ドライブ	11月	紅葉見学会
6月	七夕飾り	12月	クリスマス会

中庭にある畑です。野菜や花を育てられます。

中庭



浴室



プライバシーに配慮し、カーテンを設置してあります。個別浴槽もあります。

正面玄関のインターフォン位置です。夜間帯に御用の際はご利用くださいませ。

玄関



寒い日にはこたつで暖まったり、昼の所で洗濯物たたみをさせていただきます。椅子だけでなく、和のコーナーを設けてあります。

ホール

食事時間	
朝	8:00~
昼	12:00~
おやつ	15:00~
夕	17:30~

お昼間は、皆様一緒にこのホールで過ごしていただきます。特養の入居者様と一緒に食事をしたり、レクレーション、塗り絵や作業などをさせていただきます。

居室へつながる廊下です。



「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(介護保険事業所番号4372700411)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	3
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 苦情の受付について.....	8

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 蘇清会 |
| (2) 法人所在地 | 熊本県上益城郡山都町滝上223-1 |
| (3) 電話番号 | 0967-83-0870 |
| FAX | 0967-83-0864 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 橋野 和仁 |
| (5) 設立年月 | 平成4年8月26日(法人設立) |

2. ご利用施設

(1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業・平成20年4月1日指定
※当事業所は特別養護老人ホーム蘇望苑に併設されています。

(2) 施設の目的

指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 蘇望苑

(4) 施設の所在地 熊本県上益城郡山都町滝上223-1

(5) 電話番号 0967-83-0870

FAX 0967-83-0864

(6) 施設長氏名 甲斐 聖匠

(7) 当施設の運営方針

短期入所生活介護サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の提供その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助する。また、入所者の意思及び人格を尊重し、援助を必要としているお年寄りの「生活の質」を高め、お年寄りが主体となって、心豊かで、生きがいのある生活ができるよう環境を整え、施設が家庭的で温もりのある「生活の場」となり、よりよい人間関係、社会関係ができるよう援助する。

(8) 開設年月 平成 5年 4月 1日

(9)

営業日	年中無休
受付時間	8:30~17:30

(10) 利用定員 16人

3. 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
4人部屋	3室	
2人部屋	2室	
合計	5室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 助木・平行棒・滑車 メドマー・干渉波・マイクロ波・マッサージ機
浴室	2室	普通浴（1人・2～3人）・ハーバード浴
医務室	1室	

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、4人部屋です。

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

利用開始の持参品：上靴・着替え・内服薬

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	形 態	常 勤		非 常 勤		備 考
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
1. 管理者			1			
2. 生活相談員			1			
3. 看護職員		1	1		1	
4. 介護職員		特養介護職員兼務 10名以上				
5. 機能訓練指導員			1			
6. 介護支援専門員			1			
7. 医師				1		
8. 管理栄養士			1			
9. その他			3			

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	そよう病院
2. 管理者	8時30分～17時30分
3. 施設職員	就業規則22条別紙参照

☆土日は上記と異なります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、下記の二つに分かれます。

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

食費、居住費については、介護保険負担額に応じ次のとおりとします。

ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定書」の交付を受けた方は、認定書に記載された負担限度額が利用者負担額となります。（日割計算として取り扱います。）

- (食費) 利用者負担
- 第1段階の方：日額 300円
 - 第2段階の方：日額 600円
 - 第3段階の方①：日額1000円
 - 第3段階の方②：日額1300円
 - 第4段階の方：日額1445円

- (居住費) 多床室
- 利用者負担
- 第1段階の方：日額 0円
 - 第2～3段階の方：日額 430円
 - 第4段階の方：日額 915円

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：8：00～

昼食：12：00～

夕食：17：30～

②入浴

- ・日々の生活の中で1人の入浴におけるニーズをみつけ満足される入浴の提供に努めます。
- ・入浴のできない方は、清拭を行います。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第8条参照)

料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額(自己負担額)と食費、居住費に係る利用者負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、利用者負担段階額に応じて異なります。)

介護度別基本単価(日額)

介護度	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
利用料金	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円

☆機能訓練指導員配置加算

機能訓練指導員配置加算による所定単位数(12単位)を加算します。

(12単位×10円)

☆個別機能訓練加算

ケアプランに基づき個別機能訓練を行う場合、所定単位数(56単位)を加算します。

(56単位×10円)

☆送迎加算

送迎を行なう場合、片道につき所定単位数（184単位）を加算します。
（184単位×10円）

☆介護職員処遇改善加算

（基本単位+加算）に11.3%を乗じた額を加算します。

☆看護体制加算Ⅱ

看護職員による所定単位数（8単位）を加算します。
（8単位×10円）

◎ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

◎短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。（注：ただし、短期入所への振替制度を実施している市町村においては、支給限度額の範囲内であれば償還払いとなる旨明記）

◎介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①レクリエーション、クラブ活動

行事とその内容（一例）			
1月	お正月、どんどや	7月	スイカ割り
2月	節分	8月	花火大会
3月	ひなまつり	9月	敬老会
4月	花見	10月	運動会
5月	ドライブ	11月	紅葉見学
6月	七夕飾り	12月	クリスマス会

☆ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。

☆おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- | |
|----------------------------|
| ア. 窓口での現金支払 |
| イ. 自動口座引落としによる支払（ゆうちょ銀行のみ） |
| ウ. 当苑指定口座への振り込み |

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たにサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になってから利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	(自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に行われたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

8. 苦情の受付について（契約書第 23 条,第 24 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

事業所内に苦情・相談専用の窓口を設置し、相談に訪問した利用者及びその家族のプライバシーと秘密保持のため専用室を設ける。苦情・相談の窓口担当者を選任し、当該担当者がその相談にあたります。また、苦情受付ボックスを廊下に設置しています。

苦情相談窓口 特別養護老人ホーム 蘇望苑内
担当者 施設長：甲斐聖匠
生活相談員（不在の場合は他の職員が代行します。）
受付時間 月曜日から金曜日
午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

（第三者委員）	山都町 民生委員	菊池 吉之
	山都町 民生委員	武原 寿枝
	蘇陽地区 住民代表	江藤 祐子
	清和地区 住民代表	高木 美穂子
	蘇望苑家族会 会長	枝尾 秀次

（2）円滑に迅速に苦情処理を行うための処遇体制・手順

苦情を申し立てられた方に内容説明等を行うことにより、苦情がその場で解決可能なものであれば、その場で速やかに解決を図り同意を得ることとします。この場合も管理者に報告します。

～苦情がその場で解決困難な場合～

- ① 苦情の原因となっていることについて、利用者への聞き取りや従業員への内容確認により事情（事実）を把握します。
- ② その後、翌日までには事業所内で検討会議を開き、当事業所が改善すべき苦情処策を作成し、その日のうちに利用者等の苦情を申し立てた方に説明し、同意を得ることとします。また「第三者委員会」への報告の要否を確認し、必要な対応を行います。
- ③ 管理者は、利用者等から苦情があった事項について、その後のサービス提供のなかで真に改善されているか従業員や利用者等にも確認し、改善されていないと判断される場合は、職員教育を徹底し、速やかな改善を図り利用者等の意向にそったサービスの提供がなされるよう配慮を行う。
- ④ 当事業所に対する苦情については、責任をもって対応しますが、利用者及び家族の方は、他の機関（下記）への申し立てもできます。
- ⑤ 当事業所が行うサービスの提供により、利用者等に賠償すべき事故が生じたときは、速やかに賠償します。
- ⑥ 施設サービス計画は、利用者及び家族等の希望を踏まえ作成されています。変更を希望される場合は、速やかにお申し出ください。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

山都町役場 本庁舎介護保険担当課	電話番号 0967-72-1111・FAX0967-72-1080
山都町役場 蘇陽総合支所介護保険担当課	電話番号 0967-83-1111・FAX0967-83-0549
山都町役場 清和総合支所介護保険担当課	電話番号 0967-82-2111・FAX0967-82-2116
国民健康保険団体連合会	電話番号 096-214-1101
運営適正化委員会 熊本県社会福祉協議会内	電話番号 096-324-5454

9. 緊急時および事故対策について

協力病院をはじめ居宅介護支援員およびご利用者ご家族様に連絡の上連携し、迅速に対応してゆきます。

*なお、第三者評価機関による審査は受けておりません。

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム蘇望苑
施設長 甲斐聖匠 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所	氏名	印
代理者住所	氏名	印
御家族様住所	氏名	印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート鉄骨造アルミニウム板・合金メッキ鋼板葺2階建

(2) 建物の延べ床面積 3, 200. 03㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]	特別養護老人ホーム蘇望苑	16人(定員)
[通所介護事業]	デイサービスセンター蘇望苑	30人(定員)
[居宅介護支援事業]	蘇望苑居宅介護支援事業所	30人(定員)
[地域密着型介護老人福祉事業]	蘇望苑ユニット	20人(定員)

(4) 施設の周辺環境

国道に面し、商店街(馬見原)に隣接しているため、入所者のショッピング等も容易です。また、施設の囑託医師である、そよう病院も近く、健康管理にも十分な配慮がなされています。定期的なボランティア団体(2団体)、近隣の小中学校のボランティア活動も盛んに実施され入所者及び利用者に喜ばれています。ボランティアに限らず、慰問等の交流会も併せて実施されています。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。
3名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置しています。

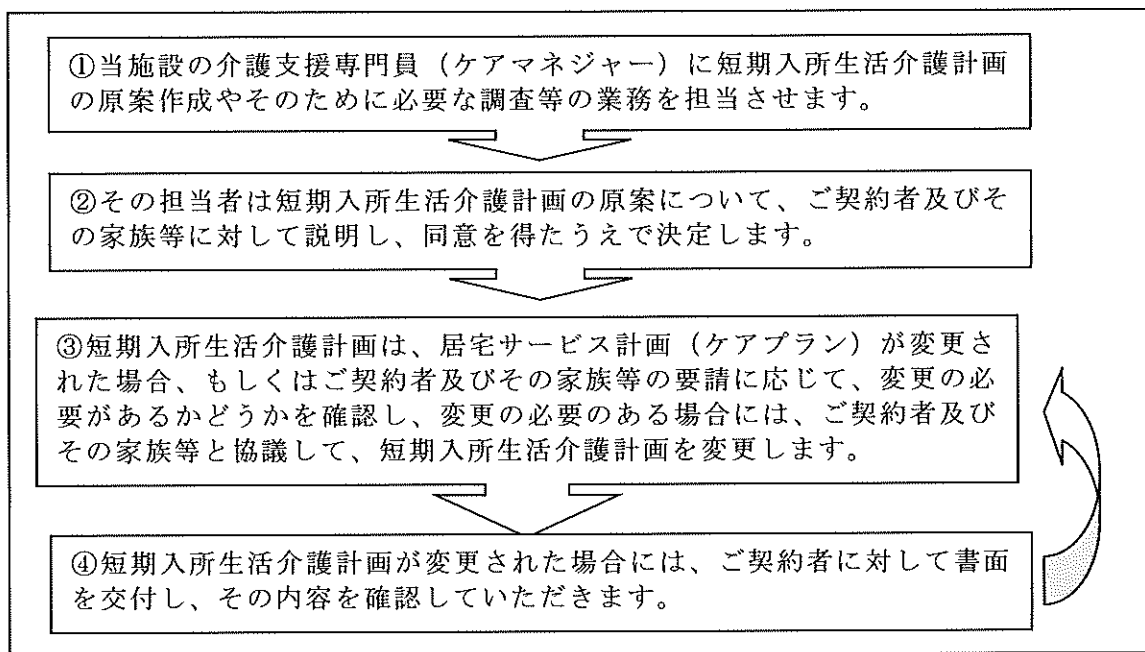
介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。
1名の介護支援専門員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

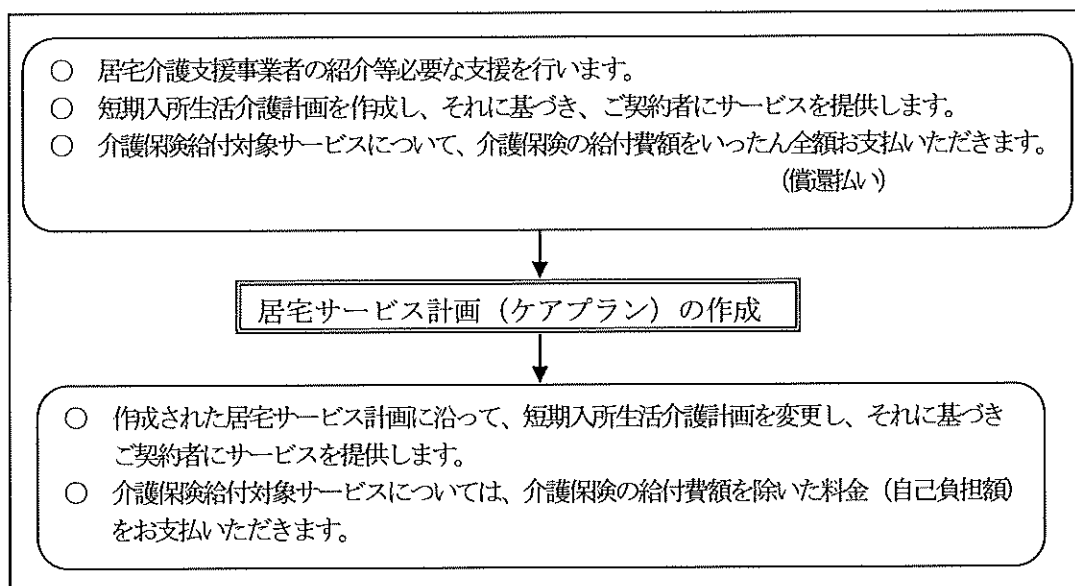
(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

(契約書第3条参照)

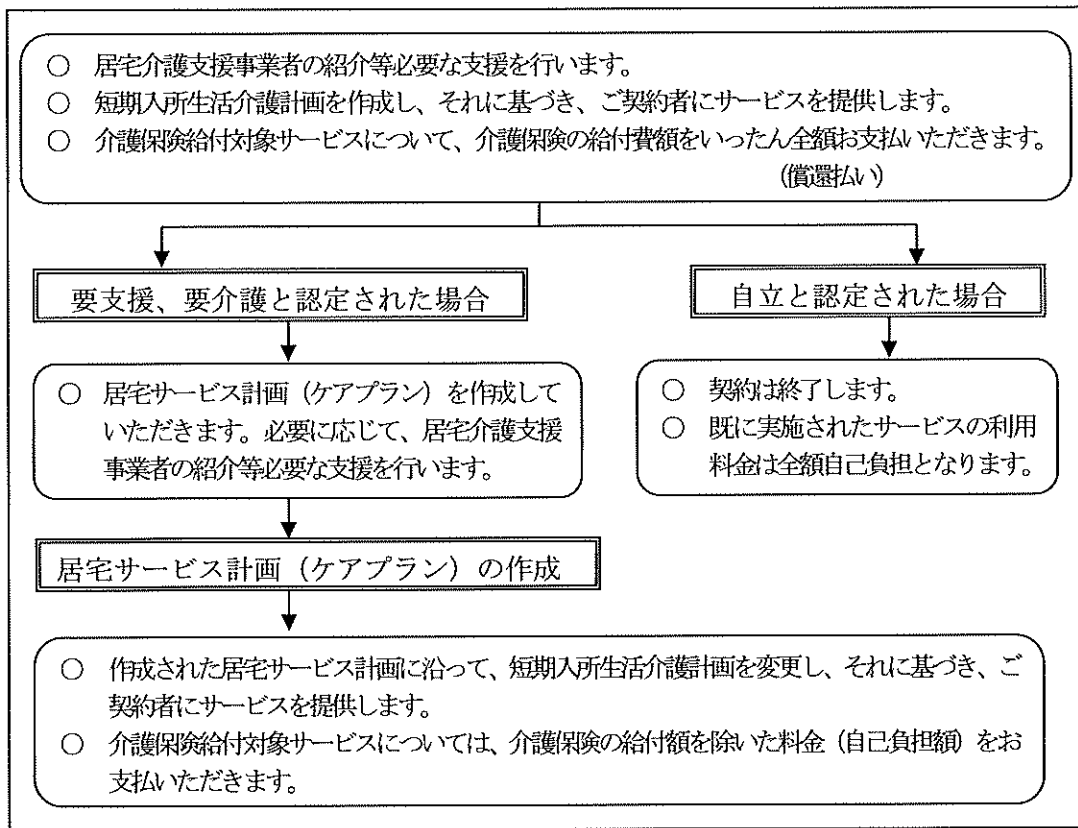


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

入所にあたり、利用開始持参品以外は原則として持ち込むことができません。
利用開始時の持参品は重要事項説明書のとおりです。

(2) 面会

面会時間 午前8：00～午後18：00

※来訪者は、必ずその都度面会簿に記入してください。

(3) 食事提供の取り消し

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書に掲げた食材料費を差し引きます。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

原則として、施設内禁煙です。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記嘱託医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①嘱託医療機関

医療機関の名称	山都町地域包括医療センターそよう病院
所在地	熊本県上益城郡山都町滝上526
診療科	内科・外科・歯科

6. 損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 18 条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が死亡した場合②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の消失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解散又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) ご契約者からの契約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご契約者による。サービス利用料金の支払が 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われなかった場合
- ③ご契約者が、故意又は過失により事業者又はサービス事業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

介護に関する個人情報提供同意書

特別養護老人ホーム蘇望苑 管理者 様

介護サービス計画を作成する上で、または入退所に伴う判定会において、
介護に関する個人情報を必要とする機関に提供することに同意します。

提供情報 介護認定調査の概況調査・基本調査（介護認定調査会資料）
介護認定調査の特記事項（介護認定調査票の裏面）
主治医意見書
入退所に関する情報

提供情報 写しの交付

年 月 日

被保険者 氏名 _____

代筆者 氏名 _____

ご家族 氏名 _____

身体拘束防止についてのお願い

蘇望苑では、利用者様または他の利用者様等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。緊急やむを得ない場合とは、次の三つの要件をすべて満たしていると判断された場合に限りです。

- ① 切迫性…利用者様本人、または他の利用者様の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高いこと。
- ② 非代替性…身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替えする方法が無いこと。
- ③ 一時性…身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものであること。

緊急やむを得ない場合に該当した場合は、利用者様本人やご家族様に対して、身体拘束の内容・理由・高速の時間や期限等を明記した文書をもって、説明と同意を頂きます。また、身体拘束を行っている期間中でも定期的に見直しを行い、それを記録として残します。

身体拘束における熊本県指標

～身体拘束の具体例～

- 1、徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2、転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3、自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 4、点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 5、点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6、車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- 7、立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 8、脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 9、他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 10、行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11、自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

*利用者の高度を抑制しようという意図のもとで使われ、同時に利用者がそれを苦痛・ストレスに感じているのならば、センサーマット等も身体拘束につながる。「自立支援」の為に必要なケアであるか、目的や運用方法、使用条件等を事業所内で検討いたします。

転倒 骨折予防についてのお願い

近年、指定介護福祉サービスの利用にあたり自己による転倒、転落、骨折が多発する傾向となっており、国の動向として、個人の尊厳を尊重し、行動の抑制をしないという事が挙げられています。当施設では身体拘束を行わず職員の見守りにて対応しております。

利用者ご自身の意思による行動で起こされました事故等につきまして、当苑加入の保険がご利用出来ない場合もございますので予めご了承ください。

身体拘束適正化及び離苑に関するお願い

身体拘束は、利用者様の意に反し生活の自由を制限するものであり、利用者様の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、「介護保険指定基準に於いて身体拘束禁止の対象となる具体的行為」として示されているものに限らず、行動を制限する目的で施錠して離苑を防止するすべての行為を「拘束」と位置づけ、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束適正化に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。離苑の無いように心掛けてまいりますが、万一離苑が発生した場合、職員で捜索し概ね2時間が経過しても解決しない時は、個人情報保護に留意しつつ人命優先の観点から警察および消防と連携し捜索いたします。ご家族様には十分にご理解とご了承の程よろしくお願い致します。

食べ物に関するお願い

蘇望苑にてご家族様、面会者の差し入れ等があります。購入されたものや差し入れなどはホールにて食べて頂くように職員も配慮しておりますが、自室で夜間食べられている場面も見られました。食べ物を取り上げることはご本人様の自尊心を傷つけることもありますので見守り観察で対応しております。

また、高齢であることを考えると、好きなものを好きな時に食べたいという気持ちを考え

、強制的には回収は致しておりません。しかし、高齢者のリスクとして誤嚥を起こし肺炎や窒息等のリスクも考えられます。

そこでご家族様には十分にご理解と御了承の程よろしくお願い致します。

当苑における医療体制に関するお願い

当施設での医療体制について、下記の通り、説明させていただきます。

- ・当施設の協力医療機関は、「そよう病院」です。月1回以上の回診と24時間の連絡体制を確保し、健康管理および状態変化時の対応を行います。
- ・当施設は、医療機関ではなく、生活支援、リハビリの場です。提供できない医療があることをご理解ください。
- ・入院の必要がなく容態が安定している時、副作用の危険性や投薬量調整のため医師または

看護職員による経過観察が必要でない場合、医師、看護職員以外の職員(介護職員等)が下記の行為を実施する事があります。

皮膚への軟膏塗布貼付 点眼薬の点眼 一包化された内服薬内服 坐薬挿入

吸入など薬剤使用の介助 ※吸引(定められた研修を受けた職員のみ) 等。

- ・施設には、常勤医師はおりません。また、看護師も夜間不在です。看護師は、緊急時の連絡により駆けつける体制となっております。
- ・利用者の状態の変化に伴う緊急時の連絡は、看護師(夜間などは介護職員の場合あり)が行います。

急変時に関するお願い

高齢者施設において、年齢を重ねて行くと体力の低下や疾病・老衰等により急変が想定されます。その時に本人の生前意思もしくはご家族様の意思に従って延命するかしないか確認させて頂いております。看取りに関しましてはその時の状態に応じて担当医よりご説明がございます。

延命処置を望みます 延命処置を望みません

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ (印)

代理人氏名 _____ (印)

御家族様氏名 _____ (印) (続柄: _____)

緊急時の連絡先

ご利用者様(_____)

フリガナ (_____)

お名前 _____ 続柄(_____)

携帯番号 _____ ご住所 _____

フリガナ (_____)

お名前 _____ 続柄(_____)

携帯番号 _____ ご住所 _____

フリガナ (_____)

お名前 _____ 続柄(_____)

携帯番号 _____ ご住所 _____

